

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する  
国際条約

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

この条約の締約国は、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第九十四条において、いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し、及び規制するため、全ての必要な措置をとると規定されていることを想起し、

同条約第二百三十五条において、いずれの国も、海洋環境の汚染によって生ずる全ての損害に関し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、国際法の関連規則を一層発展させるために協力すると規定されていることを想起し、

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約が、船舶によりばら積みで海上を輸送される油の流出又は排出による汚染によって生ずる損害を被った者に対して賠償及び補償が行われることを確保することに成功していることに留意し、

千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任並びに賠償及び補償に関

する国際条約が、危険物質及び有害物質の海上運送に関連する事故によって生ずる損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償及び補償を行うために採択されたことに留意し、

あらゆる形態の油による汚染についての無過失責任であつて、責任の適当な限度額と結び付いたものを確立することが重要であることを認め、

船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染によつて生ずる損害に関し適正で迅速かつ効果的な賠償の支払を確保するために補完的措置が必要であることを考慮し、

このような場合において責任についての問題を解決し、及び適正な賠償を行うために統一的かつ国際的な規則及び手続を採択することを希望して、

次のとおり協定した。

### 第一条 定義

この条約の適用上、

1 「船舶」とは、全ての型式の海上航行船舶及び海上用舟艇をいう。

2 「者」とは、個人若しくは組合又は公法上若しくは私法上の団体（国及びその行政区画を含むものと

し、法人であるか否かを問わない。)をいう。

3 「船舶所有者」とは、船舶の所有者（登録所有者を含む。）、管理人及び運航者並びに裸備船者（よう）をいう。

4 「登録所有者」とは、船舶の所有者として登録されている者又は登録がない場合には船舶を所有する者をいう。ただし、国が所有する船舶であつて、当該国において当該船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについては、「登録所有者」とは、当該会社をいう。

5 「燃料油」とは、船舶の運航又は推進に使用しており、又は使用することを予定している炭化水素の鉱物油（潤滑油を含む。）及びその残留物をいう。

6 「民事責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（その改正を含む。）をいう。

7 「防止措置」とは、いずれかの者が汚染損害を防止し、又は最小限にするため事故の発生後にとる合理的な措置をいう。

8 「事故」とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、汚染損害を生じさせるもの又

は汚染損害を生じさせる重大なかつ急迫した脅威をもたらすものをいう。

9 「汚染損害」とは、次の損失又は損害をいう。

(a) 船舶からの燃料油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）による汚染によって当該船舶の外部において生ずる損失又は損害。ただし、環境の悪化について行われる賠償（環境の悪化による利益の喪失に関するものを除く。）は、回復のための合理的な措置であつて実際にとられた又はとられるものの費用に係る賠償に限る。

(b) 防止措置の費用及び防止措置によつて生ずる損失又は損害

10 「船舶の登録国」とは、登録されている船舶については当該船舶が登録されている国をいい、登録されていない船舶については当該船舶の旗国をいう。

11 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則に従つて計算される総トン数をいう。

12 「機関」とは、国際海事機関をいう。

13 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

## 第二条 適用範囲

この条約は、次のものについてのみ適用する。

(a) 次の領域及び水域において生ずる汚染損害

(i) 締約国の領域（領海を含む。）

(ii) 国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国につ

いては、当該締約国が国際法に従って決定する水域であつて、当該締約国の領海に接続し、かつ、当該締約国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b) (a)に規定する汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置（とられる場所のいかんを問わない。）

## 第三条 船舶所有者の責任

1 事故の発生の際における船舶所有者は、3及び4に規定する場合を除くほか、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によつて生ずる汚染損害について責任を負う。ただし、事故が同一の原因による一連の出来事から成る場合には、最初の出来事の発生の際における船舶所有者が責任を負

う。

2 二以上の者が1の規定に従って責任を負う場合には、これらの者は、連帯して責任を負う。

3 船舶所有者は、次のいずれかのことを証明した場合には、汚染損害について責任を負わない。

(a) 汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的で不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によってもたらされたこと。

(b) 汚染損害が、専ら、損害を生じさせることを意図した第三者の作為又は不作為によって生じたこと。

(c) 汚染損害が、専ら、灯台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他当局のその維持についての過失その他不法の行為によって生じたこと。

4 船舶所有者は、汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害を生じさせることを意図したものに限り。）又は過失によって当該汚染損害の全部又は一部がもたらされたことを証明した場合には、当該者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。

5 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、船舶所有者に対して行つてはならない。

6 この条約のいかなる規定も、船舶所有者がこの条約との関係を離れて有する求償権を害するものではな

い。

#### 第四条 適用除外

- 1 この条約は、民事責任条約に定義する汚染損害については、適用しない（当該汚染損害についての賠償が民事責任条約に従って支払われるか否かを問わない。）。
- 2 この条約は、3に規定する場合を除くほか、軍艦、軍の補助艦及び国が所有し、又は運航する他の船舶であつて政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。
- 3 締約国は、この条約を2に規定する軍艦その他の船舶について適用することを決定することができる。
- 4 この場合には、当該締約国は、事務局長に対し、その適用の条件を明示した通告を行う。
- 4 締約国が所有する船舶であつて商業的目的に使用されているものに関しては、各締約国は、第九条に規定する管轄権の下での訴訟に服するものとし、主権国家としての自国の地位に基づく全ての抗弁の権利を放棄する。

#### 第五条 二以上の船舶が関係する事故

二以上の船舶が関係する事故が生じ、これによつて汚染損害が生じた場合には、関係する全ての船舶の船

船舶所有者は、第三条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができない汚染損害の全体につき連帯して責任を負う。

#### 第六条 責任の制限

この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険その他の金銭上の保証を提供する者が千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その改正を含む。）等の適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。

#### 第七条 強制保険その他の金銭上の保証

1 総トン数が千トンを超え、かつ、締約国に登録されている船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その改正を含む。）に従って計算される額を超えない額とする。）において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持しなければならない。

2 保険その他の金銭上の保証がこの条約に従って効力を有していることを証明する証明書は、1に定める

要件が満たされていることが締約国の適当な当局によって確認された後に、各船舶に対して発給される。締約国に登録されている船舶については、当該証明書は、船舶の登録国の適当な当局により発給され、又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、当該証明書は、いずれかの締約国の適当な当局により発給され、又は公認されることができ、この条約の附属書に定める様式によるものとし、次の事項を記載する。

- (a) 船名、船舶番号又は信号符字及び船籍港
  - (b) 登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地
  - (c) 国際海事機関船舶識別番号
  - (d) 保証の種類及び期間
  - (e) 保険者その他の保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに適当な場合には保険契約又は保証契約が行われた営業所の所在地
  - (f) 証明書の有効期間（保険その他の保証の有効期間を超えないものとする。）
- 3 (a) 締約国は、自国の認定する団体に対し、2に規定する証明書を発給する権限を与えることができる。

締約国により権限を与えられた団体は、証明書を発給することにその旨を当該締約国に通報する。当該締約国は、いかなる場合にも、当該団体によって発給される証明書の完全性及び正確性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

(b) 締約国は、事務局長に対して次の事項を通告する。

(i) 自国の認定する団体に与えた権限についてその責任の範囲及び条件

(ii) 自国の認定する団体に与えた権限の取消し

(iii) 自国の認定する団体に与えた権限が有効となる日又は当該権限の取消しが効力を生ずる日

締約国が自国の認定する団体に与えた権限は、これを与えた旨の通告が事務局長に対して行われた日から三箇月目の日前には、有効とならない。

(c) この3の規定に従い証明書を発給する権限を与えられた団体は、証明書を発給した時の要件が維持されていなくとも、当該証明書を取り消す権限を与えられる。当該団体は、いかなる場合においても、自己が国に代わって発給した証明書の取消しを当該国に報告する。

4 証明書は、発給する国の公用語で作成する。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない

場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付するものとし、当該国が決定するときは、当該国の公用語による記載を省略することができる。

5 証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局又は当該船舶がいずれの締約国にも登録されていない場合には当該証明書を発給し、若しくは公認した当局に寄託する。

6 保険その他の金銭上の保証は、2の規定に従って証明書に記載される保険又は保証の有効期間の満了以外の理由により、5に規定する当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、この条に定める要件を満たすこととはならない。ただし、当該期間内に、証明書が当該当局に引き渡され、又は新たな証明書が発給されたことを条件として効力を失う場合は、この限りでない。この6の規定は、保険又は保証がこの条に定める要件を満たさなくなるような変更についても、同様に適用する。

7 船舶の登録国は、この条の規定に従うことを条件として、証明書の発給要件及び効力要件を定める。

8 この条約のいかなる規定も、締約国が他の国又は機関その他の国際機関から得た情報であつて、この条約の目的のために保険その他の金銭上の保証を提供する者の財政状態に関連するものを当該締約国が利用

することを妨げるものと解してはならない。この場合において、当該情報を利用する締約国は、2の規定により必要とされる証明書を発給する国としての責任を解除されない。

9 締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書（いずれの締約国にも登録されていない船舶について発給され、又は公認されたものを含む。）は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。締約国は、証明書に記載された保険者又は保証提供者がこの条約によって課される義務を履行する資力を有しないと認める場合には、いつでも、当該証明書を発給し、又は公認した国に対して協議を要請することができる。

10 汚染損害の賠償の請求は、汚染損害についての登録所有者の責任を担保する金銭上の保証を提供する保険者その他の者に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、船舶所有者が援用することができたであろう抗弁（前条の規定に基づく責任の制限を含み、船舶所有者の破産及び清算を除く。）を援用することができる。また、被告は、船舶所有者が同条の規定に基づいて責任を制限することができる場合であつても、1の規定に従って維持することが必要とされる保険その他の金銭上の保証の額に等

しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、汚染損害が船舶所有者の悪意によって生じたとの抗弁を援用することができ、船舶所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。被告は、いかなる場合にも、船舶所有者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する。

11 締約国は、自国を旗国とする船舶であつてこの条の規定が適用されるものについては、2又は14の規定に従つて証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。

12 各締約国は、この条の規定に従うことを条件として、自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する船舶又は自国の領海内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する船舶であつて、総トン数が千トンを超えるもの（登録の場所のいかんを問わない。）につき、自国の国内法令により、1に定める額に相当する保険その他の保証が効力を有していることを確保する。

13 締約国は、5の規定にかかわらず、船舶が自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する時又は船舶が自国の領域内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する時に、12の規定の適用上、2の規定により必要とされる証明書を船舶内に備え置き、又は提出することを当該船舶に対して要求しな

い旨を事務局長に通告することができる。ただし、当該証明書を発給する締約国が、全ての締約国にとって利用可能な電子的な様式による記録であつて、当該証明書の存在を証明し、及び締約国が12に定める義務を履行することを可能とするものを保持している旨を事務局長に通告していることを条件とする。

14 締約国が所有するいずれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の関係規定は、当該船舶については、適用しない。もつとも、当該船舶は、船舶の登録国の適当な当局が発給する証明書（当該船舶が当該船舶の登録国の所有するものであること及び当該船舶の責任が1の規定に従つて定める責任の制限の範囲内で担保されていることを明記しているもの）を備え置くものとする。当該証明書は、できる限り2に定める様式に従うものとする。

15 いずれの国も、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこの条約への加入の時に又はその後いつでも、当該国の第二条(a)(i)に規定する領域内のみを運航する船舶については、この条の規定を適用しないことを宣言することができる。

#### 第八条 期間制限

この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提

起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害を生じさせた事故の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。事故が一連の出来事から成る場合には、当該六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。

#### 第九条 管轄権

1 事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）若しくは第二条(a)(ii)に規定する水域において汚染損害を生じさせた場合又は当該領域若しくは水域における汚染損害を防止し、若しくは最小限にするために防止措置がとられた場合には、船舶所有者又は保険者その他の保証を提供する者であつて船舶所有者の責任を担保するものに対する賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。

2 1の規定に基づいて提起される訴えについては、各被告に対し合理的な通告を行う。

3 各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する。

#### 第十条 承認及び執行

1 前条の規定により管轄権を有する裁判所が下した判決であつて、当該判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常的方式で審理されることがないものは、次の場合を除くほか、いずれの締約国においても承認される。

(a) 当該判決が詐欺によつて得られた場合

(b) 被告が、合理的な通告を受けず、及び自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかつた場合

2 1の規定に基づいて承認された判決は、各締約国において、必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。当該手続は、事件の本案の審理を認めるものであつてはならない。

#### 第十一条 条約の優先に関する条項

この条約は、この条約が署名のために開放される日に効力を生じており、又は署名、批准若しくは加入のために開放されている他の条約がこの条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、当該他の条約に優先する。ただし、この条の規定は、締約国がこの条約の非締約国に対して当該他の条約により負っている義務に影響を及ぼすものではない。

## 第十二条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、機関の本部において、二千一年十月一日から二千二年九月三十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

4 この条約の改正が全ての締約国について効力を生じた後又は当該改正の効力発生に必要な全ての措置が全ての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの条約に係るものとみなす。

## 第十三条 二以上の法制を有する国

1 この条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。

2 1に規定する宣言は、事務局長に通告されるものとし、この条約が適用される地域を明示する。

3 1に規定する宣言を行った締約国については、

(a) 第一条4の「登録所有者」の定義に規定する「国」とは、2に規定する地域をいう。

(b) 「船舶の登録国」及び強制保険の証明書との関係における「発給し、又は公認した国」とは、それぞれ、船舶が登録された地域及び当該証明書を発給し、又は公認した地域をいう。

(c) この条約中「国内法令」とは、関係する地域の法令をいう。

(d) 第九条及び第十条に規定する「裁判所」及び「いずれの締約国においても承認」されなければならない「判決」とは、それぞれ、関係する地域の裁判所及び当該地域において承認されなければならない判決をいう。

#### 第十四条 効力発生

1 この条約は、保有する船舶の総トン数の合計がそれぞれ百万トン以上である五の国を含む十八の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの条約に署名し、又は批准書、受託書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託した日の後一年で効力を生ずる。

2 この条約は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

#### 第十五条 廃棄

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこの条約を廃棄することができ  
る。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十六条 改正

- 1 機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。
- 2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第十七条 寄託者

- 1 この条約は、事務局長に寄託する。
- 2 事務局長は、次のことを行う。
  - (a) この条約に署名し、又は加入した全ての国に対して次の事項を通報すること。
    - (i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びこれらが行われた日
    - (ii) この条約の効力発生の日
    - (iii) この条約の廃棄書の寄託、その寄託の日及び廃棄が効力を生ずる日
    - (iv) この条約に基づいて行われるその他の宣言及び通告
  - (b) 全ての署名国及びこの条約に加入する全ての国に対してこの条約の認証謄本を送付すること。

第十八条 国際連合への送付

事務局長は、この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十九条 言語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千一年三月二十三日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書

燃料油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の規定に従って発給した。

船名	船舶番号又は信号符号	国際海事機関船舶識別番号	船籍港	登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の住所

上記の船舶に関し、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条に定める要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

保証の種類

.....

保証の期間.....

保険者又は保証提供者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称.....

住所.....

この証明書は、.....まで効力を有する。

政府が

(国の正式名称)

.....において.....に発給し、又は公認した。

(場所)

(日付)

(発給し、又は公認する職員の署名及び官職)

(締約国が第7条3の規定を適用する場合には、国の正式名称を記載する欄以下を次のように置き換えるべきである。)

この証明書は、.....政府の権限の下に、

(国の正式名称)

が、

(団体の名称)

において

に発給した。

(場所)

(日付)

.....  
(発給する職員の署名及び肩書)

## 注釈

- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある公の当局の名称を含めることができる。
- 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示すべきである。
- 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、これらの方式を列挙すべきである。
- 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
- 5 保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当な場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。